

「令和 7 年度鳥獣被害防止総合対策交付金 整備事業」
侵入防護柵(電気柵)仕様書

1 総則

この仕様書は、浜田市有害鳥獣捕獲対策協議会が実施主体とする侵入防護柵(電気柵)の購入に適用する。

2 業 務 名 「令和7年度鳥獣被害防止総合対策交付金 整備事業」 侵入防護柵(電気柵) 納入業務

3 施設設置計画

侵入防護柵(電気柵)延長及びゲート数量は次のとおりとする。

地区名	設置延長	セット数	電源装置	ゲート資材	危険表示板	電圧測定器
浜田市上府町地内	2,355m	2,355 セット	8 基	14 基	16 枚	1 個
浜田市三隅町古市場地内	319m	320 セット	1 基	5 基	2 枚	1 個
計	2,674m	2,675 セット	9 基	19 基	18 枚	2 個

※1セット＝電気柵柵線4m（支柱間2m×2段張り）・支柱1本・取付フック2個

4 規格及び形状

侵入防護柵(電気柵)、支柱及び取付フック、ゲート、電源装置等の資材に関する仕様(規格・形状)は、添付図面及び下記の基準を満たすもの又は同等品以上のものであること。また、減価償却資産の耐用年数等に関する省令により、耐用年数 8 年以上を有すること。

(1) 電気柵柵線(添付図面参照)。

- ①使用柵線：φ2.0mm 以上とする。
- ②材質：耐光性能が優れた化学繊維と金属線が織り込まれたもの
- ③金属線構成：ステンレス線 6 本以上
- ④色：青色指定とする。イノシシが青色として識別する柵線に興味を引き付け、探索行動を利用し電気ショック効果を高める。
- ⑤納品方法：電気柵柵線の管巻(梱包資材)によるものとする。材質不問

(2) 支柱

①材質：樹脂製又は FPR 製、ガラス繊維飛び出し防止（樹脂にて被覆）

②規格：外径：8 mm以上、長さ：750 mm以上のもので、電線取付け高さ表示：5 cm間隔目印付きに限る。

④色：赤色指定とする。イノシシの注意をひきがたい色の支柱とし、イノシシによる倒壊防止を図る。

(3) 取付フック

①材質：ステンレス製又は樹脂製

②形状：クリップ式で柵線の取付けが固定でき、容易に外れないこと
柵線のたるみ調整及び高さ調整が容易にできること

(4) ゲート資材

①仕様：取り外し可能なグリップ式ハンドルとスプリング形式で引っ掛けが可能であるもの

②材質：通電部はステンレス製であること

③形状：支柱に対応したもので、容易に取外し可能なもの

(5) 電源装置

①設計：屋外用完全防雨型（IP X5 相当） ソーラーバッテリー式

②出力性能：最大有効電気柵線延長：1,500m以上

最大出力：9,000V 以上

出力周期：常時 1.2 秒以内

③電源部：電源の種類 DC12V

ソーラーパネル最大出力：5W 以上

ソーラー充電における過充電放電防止の制御回路付

本体蔵式ソーラー用バッテリー：最大電圧 12V 以上、容量 7.2Ah 以上

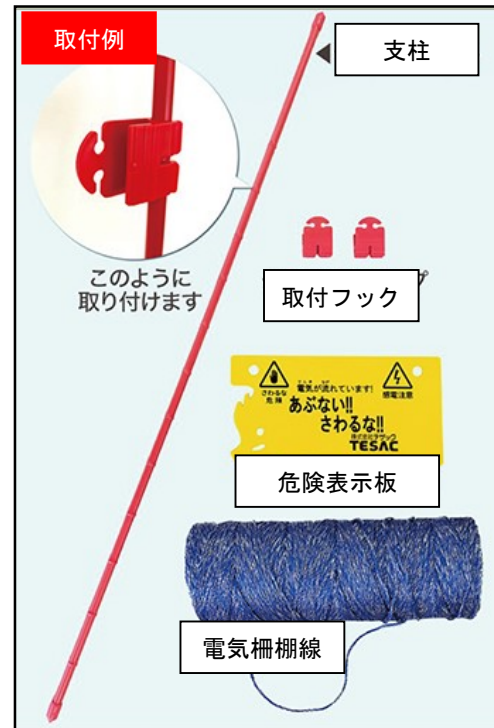
外付け 12V バッテリー接続用外部端子付き

バッテリーチェック機能付き

通電状態チェック機能付き

運転モード（昼・夜・24 時間連続）の切替可能なもの

④付属品：盗難防止用金具及び南京錠並びに鉄心ペグ付き本体設置杭、出力コード 3m 以上、マイナス棒（アース棒）5 本組、



外付け用バッテリーコード、ソーラー用バッテリー、注意表示板（2 枚）、取扱説明書、保証書、盗難補償登録用紙、

⑤アフター：盗難補償 3 年間

修理保証 3 年間

電源装置に事業名等「令和 7 年度鳥獣被害防止走行対策交付金整備事業 浜田市有害鳥獣捕獲対策協議会」を記載したステッカー貼付け

(6) 電圧測定器

デジタル式電圧測定器（1000V～10000V の範囲で測定可能なもの）

5 納入条件

(1) 納入期日

令和 7 年 11 月 14 日（金）

(2) 納品場所

発注者が指定した場所とする。2 か所

(3) 電気柵本体に「浜田市有害鳥獣捕獲対策協議会 令和 7 年度鳥獣被害防止総合対策交付金整備事業」と明記したシールを貼り付けるものとする。

6 検査等

(1) 納入検査

浜田市有害鳥獣捕獲対策協議会検査員及び納入者が立会いのうえ実施する。

(2) 受領

納入検査の実施後、浜田市有害鳥獣捕獲対策協議会が合格と認めた場合に受領するものとする。

7 品質保証

製造メーカー又は販売業者が交付する「減価償却資産の耐用年数等 8 年以上を有する証明書」を提出すること。

製造保証期間は、品質及び機能を保証し、故意または重大な過失による損傷を除き、製品の保証を行うこと。ただし、保証期間以降であっても、製造上の問題等による欠陥が発生した場合は、契約業者において無償で交換又は修理すること。

8 その他

(1) 電気柵一式の単価の条件

資材の配送費及び施工指導等の人件費・出張費等の諸経費を含めたものとする。

(2) 施工指導の条件

地元集落による自力施工となるため、受託者は、島根県中山間地域研究センター作成「イノシシ対策防護柵設置マニュアル」に基づき、現地において、設置方法、施工手順について施工指導及び助言を行うこと。

(3) 取扱及び設置方法等の説明会の条件

設置方法については、説明会を開催するため、その会に同席のうえ、説明を行うこと。

(4) 同等品で入札する場合は、入札の 5 日前までに、カタログ又は設計書等の資料を提出し、発注者の承認を受けること。承認を受けていない資材による応札は認めない。

9 協議

本仕様書に定めがない事項、または疑義が生じた場合は、発注者と受注者との協議により決定するものとする。

10 問い合わせ先

浜田市有害鳥獣捕獲対策協議会 事務局

(浜田市産業経済部農林振興課林業畜産係内)

担当：佐々木隆行・大賀浩文

〒697-8501 島根県浜田市殿町 1 番地

☎：0855-25-9510 (直通)

FAX：0855-23-4040

E-mail：ooga-hirofumi@city.hamada.lg.jp